

(社) 徳島県労働者福祉協議会

第2期 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによつて、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成22年2月1日から平成25年2月28日までの3年1カ月間

2. 内容

目標1. 計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性職員：1人以上、女性職員：80%以上

<対策>

- ・平成22年2月 トップによる方針の表明
- ・平成22年度～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を年に1回以上実施する。
- ・平成22年度～ 育児休業中の職員で希望する者を対象とする職場復帰のための講習会を実施する。

目標2. 育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度を周知する。

<対策>

- ・平成22年2月 トップによる方針の表明
- ・平成22年度～ 就業規則および育児・介護休業に関する規定を閲覧できるようにし、従業員への周知をはかる。

目標3. 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供により、職業訓練の推進に協力する。

<対策>

- ・平成22年2月 トップによる方針の表明
- ・平成22年度～ 各種学校および関係機関からの申し入れを若干名受付ける。
- ・平成22年度～ 職員へのインターンシップ受入の周知徹底と訓練の協力を推進する。